

山形県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する
条例

平成19年2月1日

条例第6号

山形県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する事項については、山形市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年山形市条例第14号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。